

意見案第 1 号

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の
早期制定を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議
会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

平成 29 年 6 月 21 日

提出者 富良野市議会議員 渋谷正文 ⑩

賛成者 同 萩原弘之 ⑩

同 同 岡野孝則 ⑩

同 同 広瀬寛人 ⑩

同 同 本間敏行 ⑩

同 同 岡本俊 ⑩

同 同 大栗民江 ⑩

同 同 黒岩岳雄 ⑩

- 提出先 - 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、
外務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、
国土交通大臣

全国規模の総合的なアイヌ政策の根拠となる新たな法律の 早期制定を求める意見書

アイヌの人たちは、特に明治以降、政府が進めた政策によって、アイヌ語や生活習慣を事実上禁止され、伝統的生活を支えてきた生産手段も失うなど、アイヌの社会や文化が大きな打撃を受け、差別と困窮を余儀なくされてきたという歴史がある。

平成20年の衆参両院における「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」の全会一致での可決を受け、政府は、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、有識者の意見を踏まえ、それまでのアイヌ政策をさらに推進し、さまざまな施策に取り組んできたところである。

アイヌの人たちが民族として名誉と尊厳を保持し、これを次世代へ継承していくことは、活力ある社会を形成する共生社会の実現に資するものであり、この観点からもさらに施策を具体化する必要がある。

よって、国においては、国が主体となった総合的なアイヌ政策を、北海道のほか、全国を対象に推進していく根拠となる法律の検討を進め、早期制定が図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成29年6月26日

富良野市議会